

山陽小野田市公立大学法人評価委員会運営規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例（平成27年条例第42号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長の任期）

第2条 委員長の任期は、委員の任期とする。

（会議の招集）

第3条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

（文書による意見の陳述）

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文書により意見を提示することができる。

（書面又は会議システムによる議決）

第5条 委員長は、新型コロナウイルス等による感染の拡大を防止するため又はやむを得ない理由により委員を招集して会議を開くことが適当でない若しくは会議を開く余裕がないと認めた場合においては、事案の概要を記載した書面の委員及び当該事案に関係ある臨時委員への送付又はテレビ会議システム及びWeb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により、その意見を徴し、若しくは賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の場合における会議の議決は、提出された書面又は会議システムに参加した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 書面により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 山陽小野田市情報公開条例（平成17年条例第8号）第9条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

2 会議の傍聴方法については、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(臨時委員の配置)

第8条 委員長は、条例第2条第3項の規定により臨時委員を置く必要があると認めるときは、委員会に諮った上で、市長にその旨を申し出ることとする。

(議事録等)

第9条 会議の議事要旨及び資料（第6条第1項の規定により非公開とされた場合を除く。）は、山陽小野田市ホームページで公表する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年●月●日から施行する。

【参考】 山陽小野田市情報公開条例（平成17年条例第8号）

（公文書の公開義務）

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、免許等に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるものの

エ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名（公開することにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。）

オ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

（3）法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該

個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から市民生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上特に必要と認められるもの

(4) 市又は国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関の内部若しくは相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(5) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業に係る適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報